

# 成年後見制度利用促進法に基づく取組等について

(令和4年2月10日)



厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

# 【①成年後見制度の概要と取組経緯】

# 成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

## 1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

## 2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。  
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

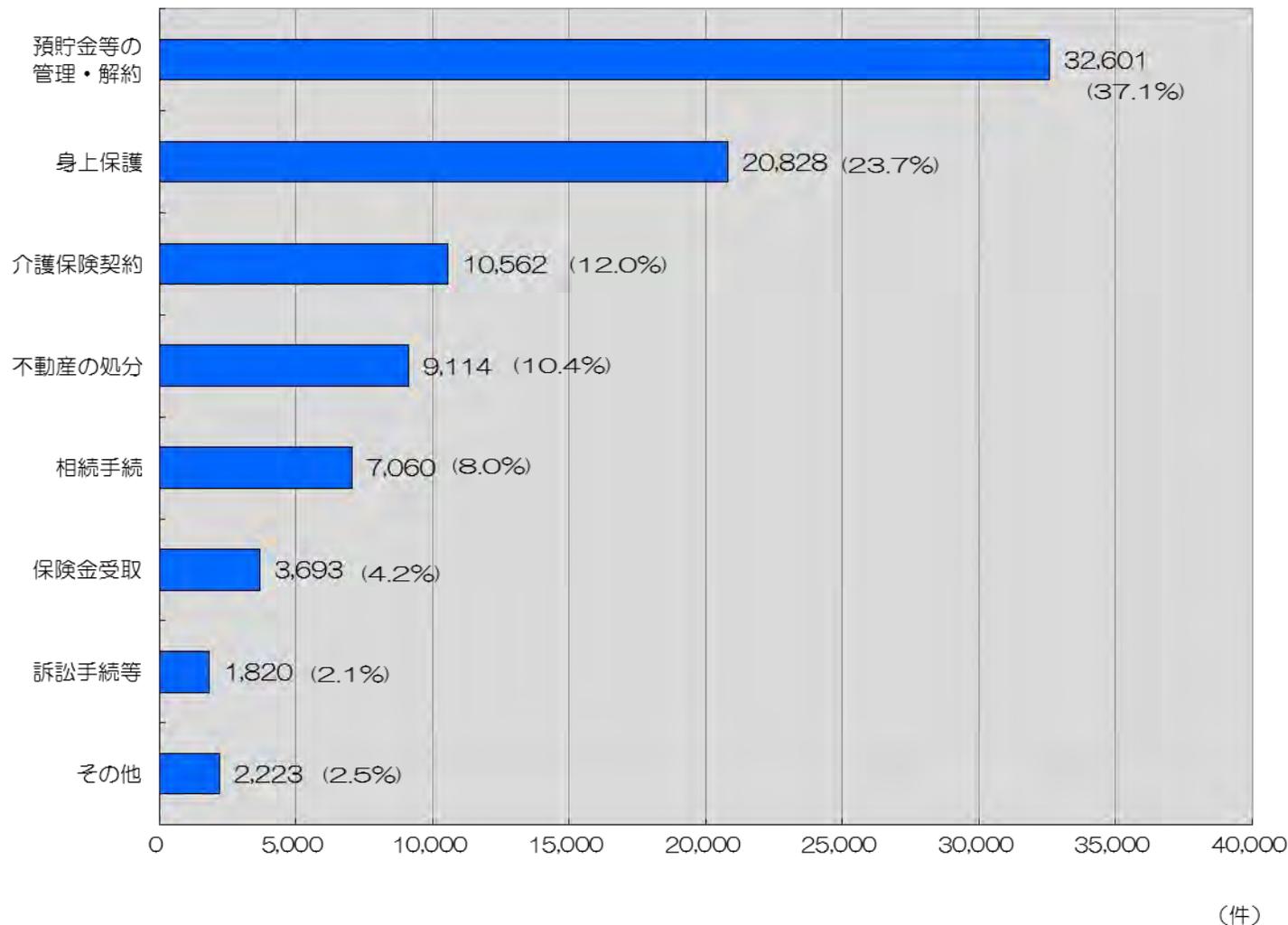
## 3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向けて「成年後見制度利用促進専門家会議」で議論。7月30日に「中間とりまとめ」を実施(8月4日公表)
- 令和3年末までに最終とりまとめを行い、パブリックコメントを経て、令和4年3月末に第二期計画を閣議決定予定。

# 【②成年後見制度の利用状況と利用促進 施策の実施状況】

# 申立ての動機別件数(令和2年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

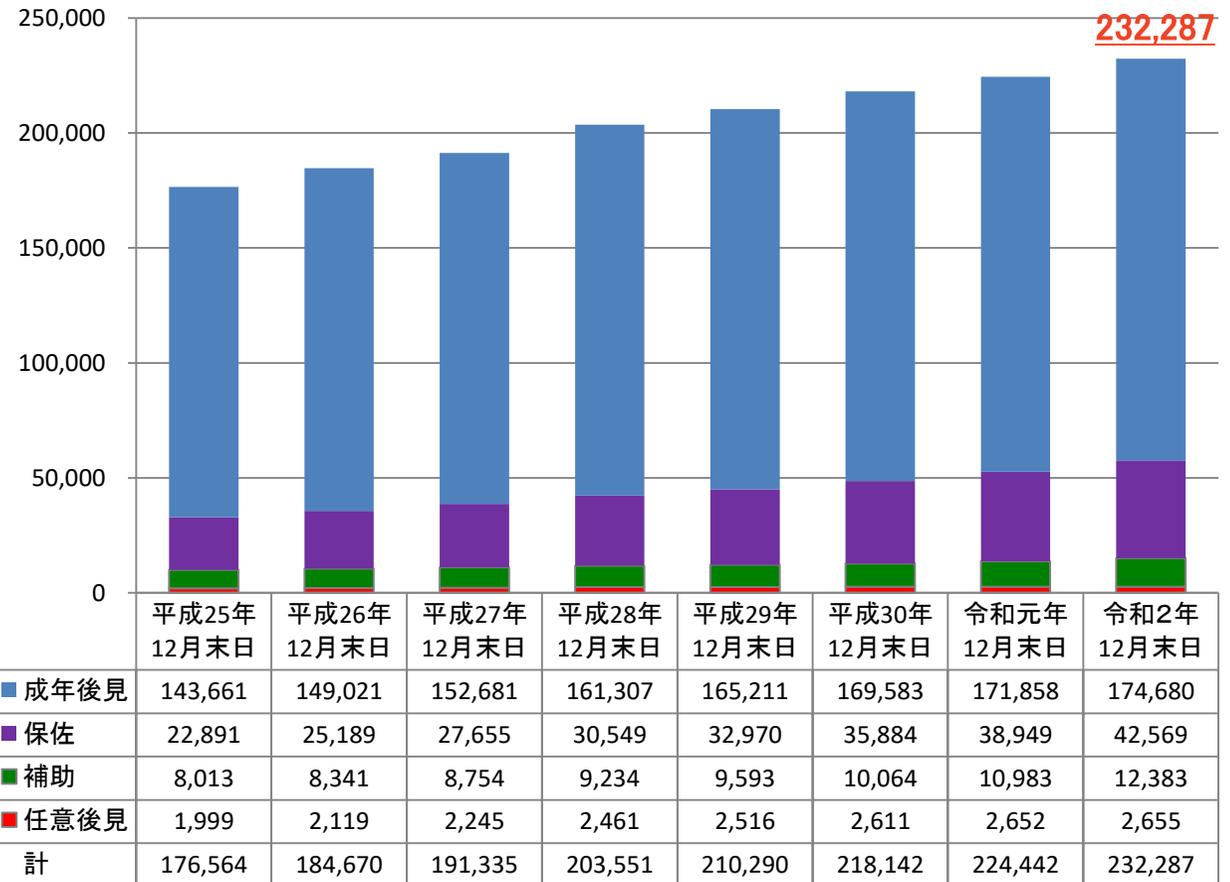


(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

# 成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況を見ると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向**にあるものの、その利用者数は**認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない**。

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞

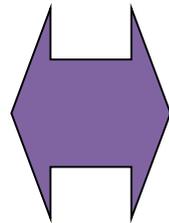


＜認知症者数 ※1＞  
約600万人(推計値:令和2年)

＜軽度認知障害 ※2＞  
約400万人(推計値:平成24年)

＜知的障害者数(在宅) ※3＞  
約 96万人(平成28年)

＜精神障害者数(外来) ※4＞  
約389万人(平成29年)

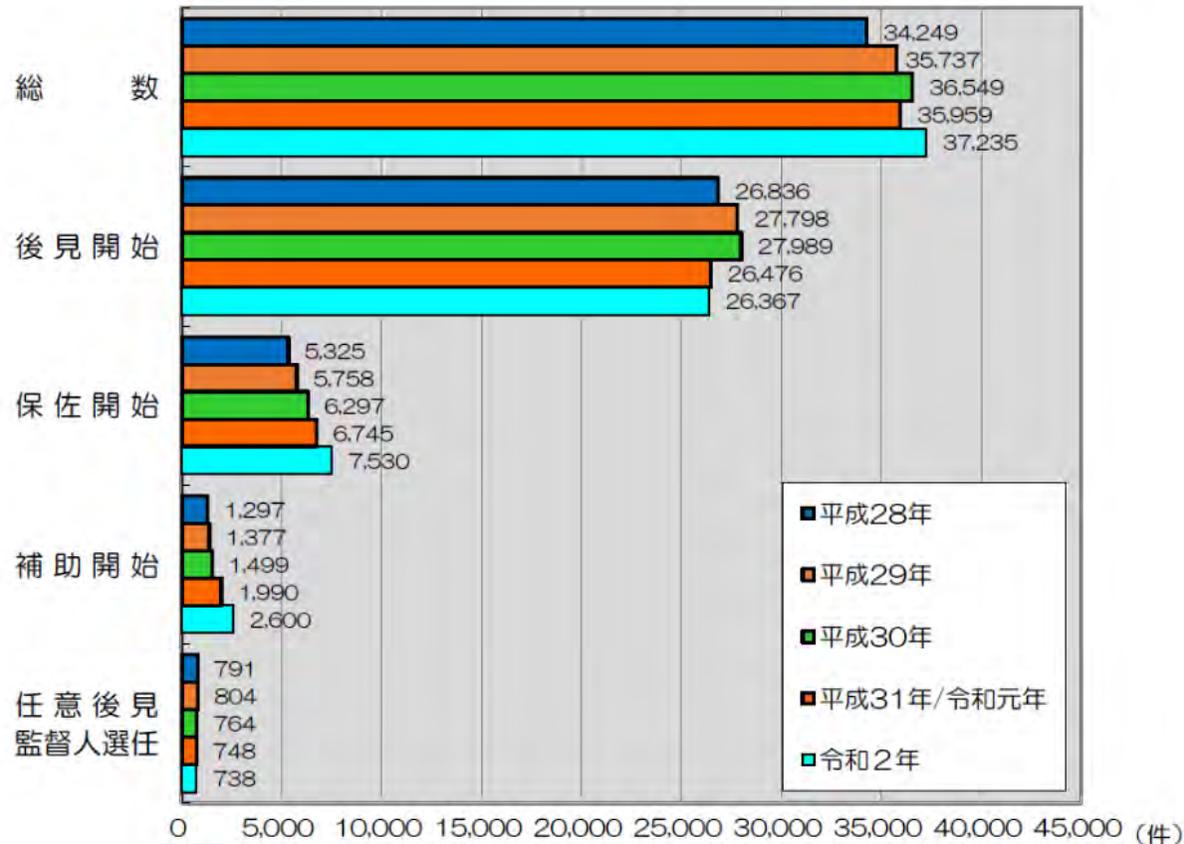


※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)  
 ※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)  
 ※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」  
 ※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

# 成年後見制度の申立件数について

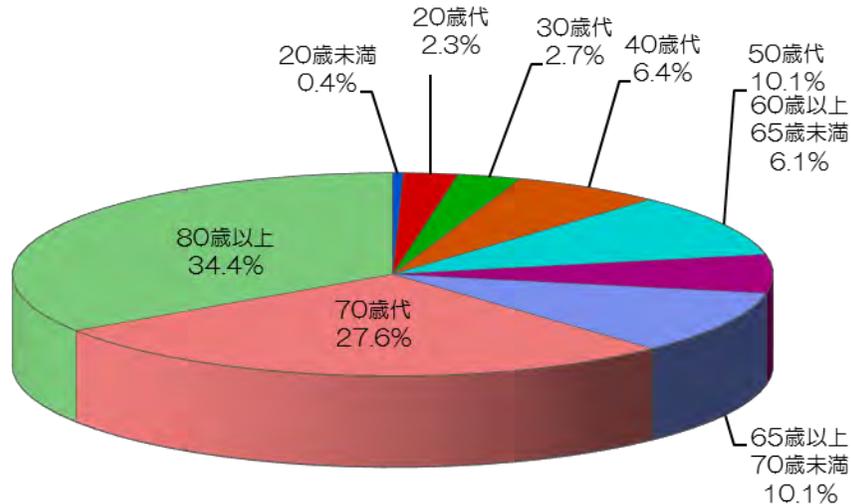
- 成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で37,235件(前年は35,959件)であり、対前年比約3.5%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,367件(前年は26,476件)であり、対前年比約0.4%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は7,530件(前年は6,745件)であり、対前年比約11.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,600件(前年は1,990件)であり、対前年比約30.7%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件(前年は748件)であり、対前年比約1.3%の減少となっている。



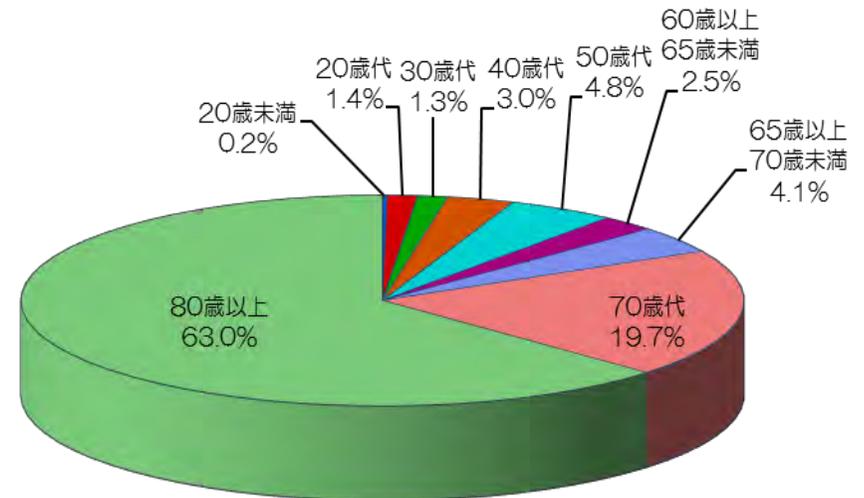
# 本人の男女別・年齢別割合(令和2年)

- 本人の男女別割合は、男性が約43.4%, 女性が約56.6%である。
- 65歳以上の本人は、男性では男性全体の約72.0%を、女性では女性全体の約86.9%を占めている。

(男性)



(女性)

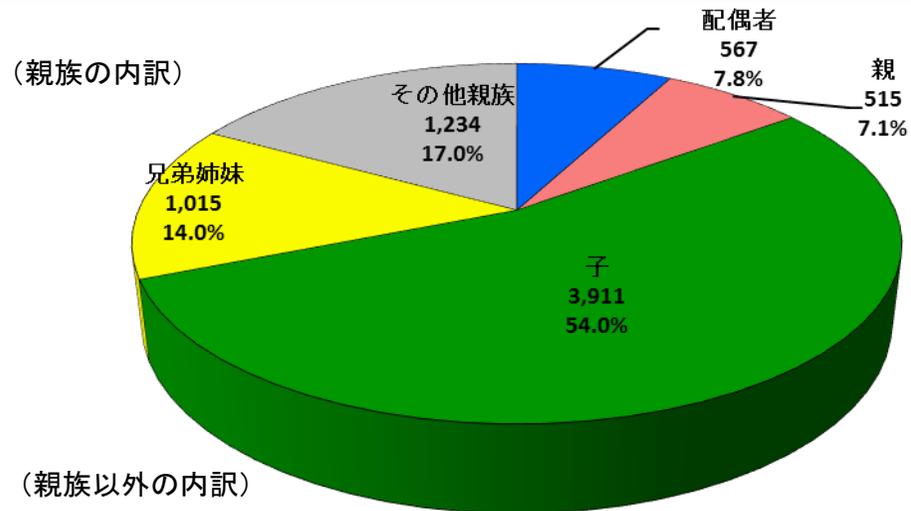
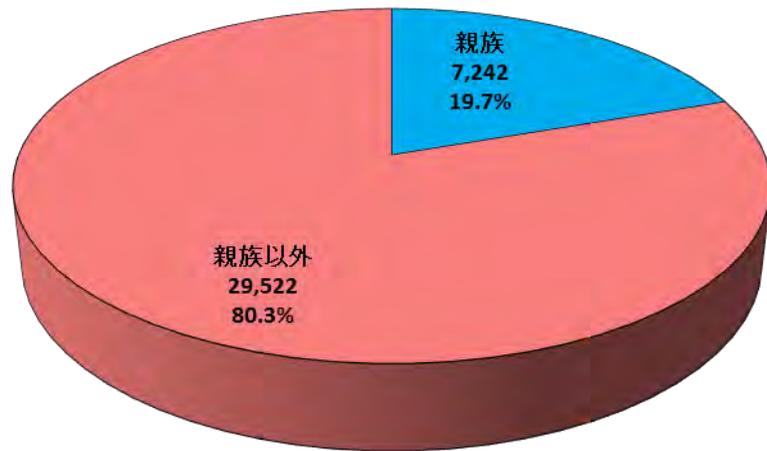


(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

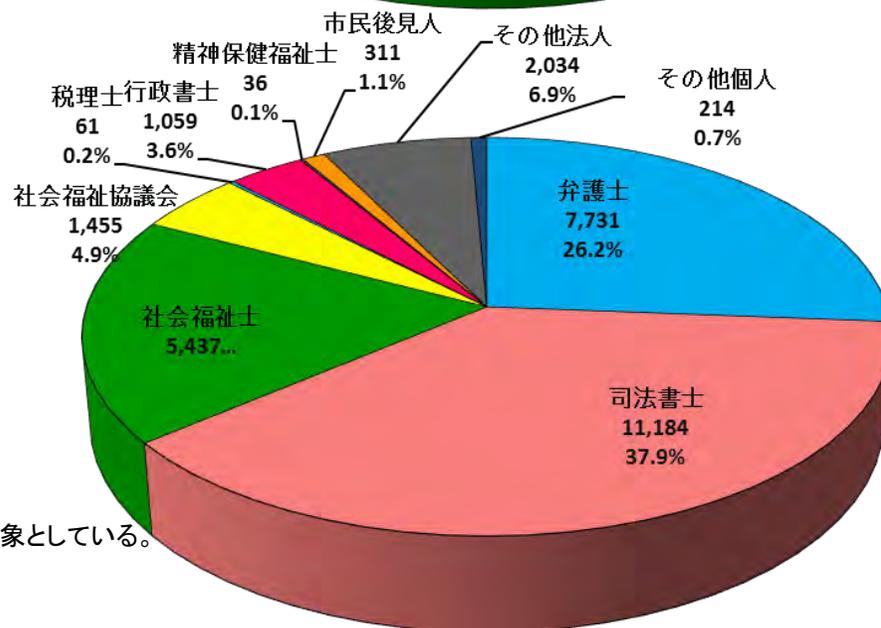
# 成年後見人等と本人との関係別件数(令和2年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者, 親, 子, 兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,242件(全体の約19.7%), 親族以外の第三者が選任されたものが29,522件(全体の約80.3%)となっている。

(親族, 親族以外の別)



(親族以外の内訳)



(注1) 後見開始, 保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

# 成年後見制度利用促進法に基づく取組について

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

【目的】 認知症、障害により**財産の管理及び日常生活に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題**であり、かつ、**共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと**に鑑み、成年後見制度の利用促進施策を総合的かつ計画的に推進すること

⇒成年後見制度利用促進会議(法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣で構成)を設け、成年後見制度利用促進専門家会議(当事者、有識者等で構成)の意見を聴いた上で、成年後見制度利用促進基本計画を定めるなどして推進

## 成年後見制度利用促進基本計画(H29年度～R3年度) (平成29年3月閣議決定)

### 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、**意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代**
- 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

### 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- **①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(受任調整等)、④後見人支援等の機能を整備**
- 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体等の協力体制(「協議会」、**コーディネートを行う「中核機関」の整備**)

### 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

## 基本計画に基づく主な取組

- 各地域において、適切な後見人候補者を家裁に推薦する取組を順次実施  
また、平成31年1月、最高裁から各家裁に適切な後見人の選任等に関する基本的考え方(親族等の候補者がいる場合、まず親族を選任する方向で検討することや柔軟に後見人の交代を行うこと)を情報提供  
各家裁において、専門職団体との意見交換を実施。一部の家裁で上記基本的考え方に沿った運用を開始
- 最高裁が診断書の書式を改訂し、平成31年4月から運用を開始

- 4つの機能整備や中核機関等の体制整備に関する各種手引きの作成、研修の実施、地域の先進的事例を周知
- 平成30年度から、中核機関の運営費に係る交付税を措置。令和元年度から、中核機関の立ち上げ・先進的取組への予算補助を措置

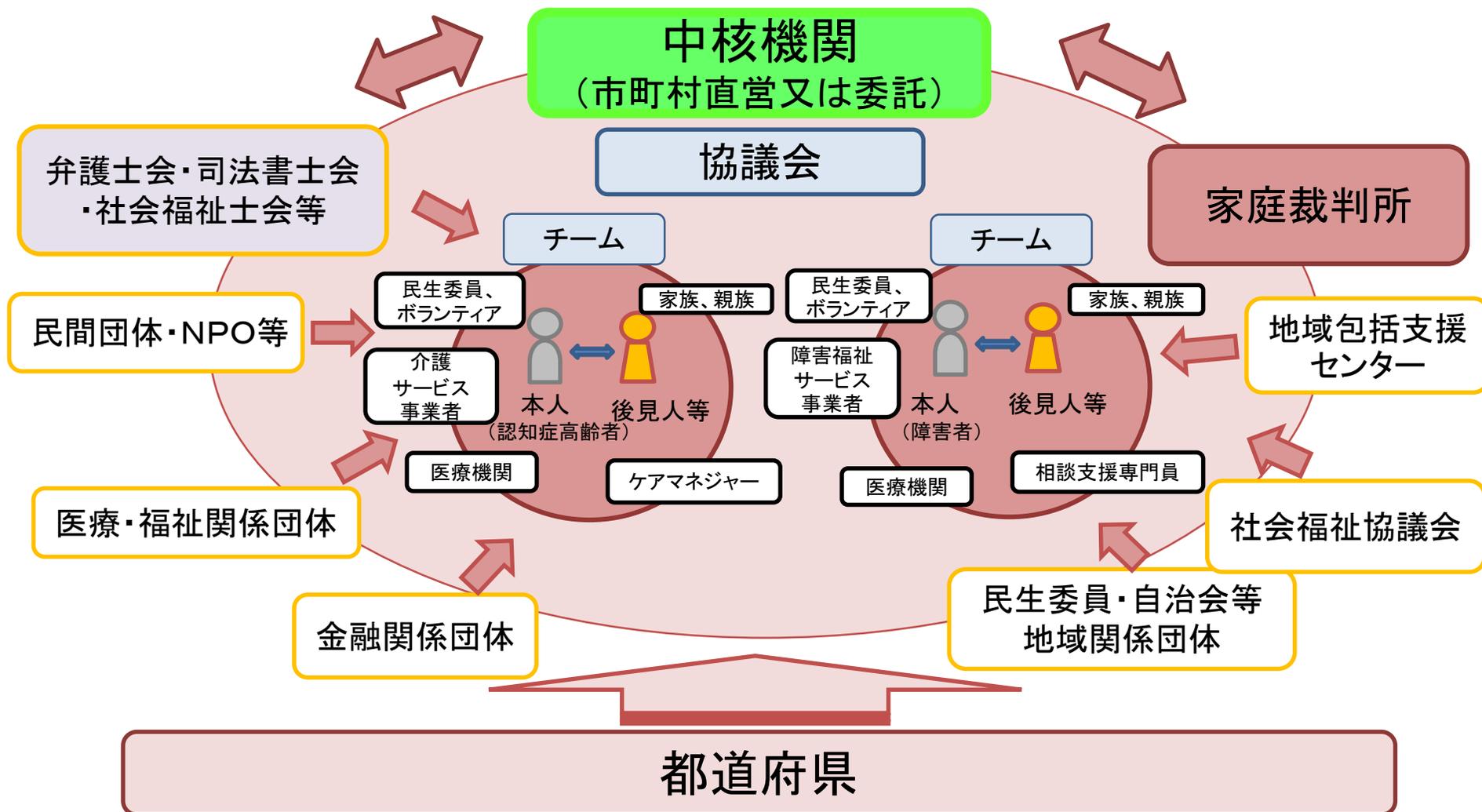
- 平成30年3月、金融関係団体や関係省庁等により、成年後見制度支援預貯金(出金に家裁の許可を必要とする預貯金)の考え方を取りまとめ。金融機関において順次導入

# 地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

# 地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備に関する取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関等の整備や市町村計画の策定、協議会の設置といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 基本計画の中間検証を行う中間年度(令和元年度)までは、権利擁護支援の必要性や体制整備の重要性等に関する知識や考え方、体制整備のノウハウ等を広く、市町村に浸透させることを進めてきた。
- 令和2年度からは、基本計画の各施策の進捗状況を踏まえて、個別の課題の整理・検討を行った中間検証報告書を受け、市町村が抱える体制整備に関する個別的な課題等への対応にも取り組んでいる。

## 中間検証までの主な取組（全国に体制整備に関する基本的な考え方等を浸透）

- 自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修の実施（令和元年度～）
- 実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度：東京・仙台・兵庫・広島・福岡で開催、令和元年度：東京で開催）
- 「体制整備の手引き」、「実務の手引き」、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」、「市町村計画策定の手引き」の作成（平成29年度～）
- 市町村・都道府県等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～。第29号まで発行）

## 中間検証以降の主な取組（体制整備の個別的な支援策を追加し、さらなる推進）

- 自治体・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口(K-ねっと)」を全社協に開設（令和2年10月～）
- 全自治体の取組状況調査や、都道府県等へのヒアリング調査を通じた小規模市町村等の課題の把握。  
これらの状況を踏まえ、過疎や離島など条件不利市町村の体制整備を推進する事業の新設（令和2年度第三次補正予算）
- 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の開始（令和2年12月～）
- 自治体職員が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト」を開設（令和3年2月～）

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修を実施。
- 令和2年度には都道府県ヒアリング等で把握した効果的な市町村支援策を研修内容に反映するなど内容を随時充実。
- これまでに、3,222人が研修を受講(基礎研修:1,709人、応用研修:1,328人、都道府県担当者研修:185人が受講)。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン研修に切り替えたため、中山間地や島しょ部等からの参加も含め、受講希望者数が大幅増(受講者の所属市町村数は723市町村、都道府県数は47都道府県)。

## 体制整備研修の概要

		基礎研修	応用研修	都道府県担当者研修	
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員	
日程		毎年度2回～3回(1回当たり2日間)	毎年度3回(1回当たり3日間)	毎年度1回(1回当たり1日)	
内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村申立、意思決定支援、広報、相談等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。</li> </ul> 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などの理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、都道府県が果たすべき役割や他の都道府県における効果的な市町村支援策等を紹介。</li> </ul> 	
受講実績	R1	受講者数	651人	447人	81人
		受講自治体数	364自治体	263自治体	47自治体
	R2	受講者数	1,058人	881人	104人
		受講自治体数	746自治体	453自治体	47自治体
	合計	受講者数	1,709人	1,328人	185人
		受講自治体数	877自治体	552自治体	47自治体

○ 厚生労働省においてはこれまで、以下の4点の手引きや事例集を作成し、自治体における体制整備の支援を行っている。

## ＜中核機関や地域連携ネットワークの整備に関するもの＞

- ① 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(平成30年3月)
- ② 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き(平成31年3月)
- ③ 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集(令和2年3月)

## ＜市町村計画の策定に関するもの＞

- ④ 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き(平成31年3月)

①

平成29年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金(老人保健制度推進事業分)  
「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」

### 地域における 成年後見制度利用促進に向けた 体制整備のための手引き

平成30年(2018)3月

成年後見制度利用促進体制整備委員会  
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

②

平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業  
「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機軸のあり方に関する調査研究事業」

### 地域における 成年後見制度利用促進に向けた 実務のための手引き

企画 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

③

厚生労働省令和元年度中核機関の先駆的取組調査研究事業

### 中核機関の 立ち上げ・先駆的取組事例集

～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～

中核機関の先駆的取組調査研究委員会  
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

④

平成30年度生活困窮者に対する生活支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)  
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

### 市町村 成年後見制度利用促進基本計画 策定の手引き

平成31(2019)年3月

成年後見制度の利用促進を目的とした  
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会  
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

- これから体制整備を進める市町村等の参考となる考え方等を紹介。
- 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、中核機関の整備を重点的に解説。

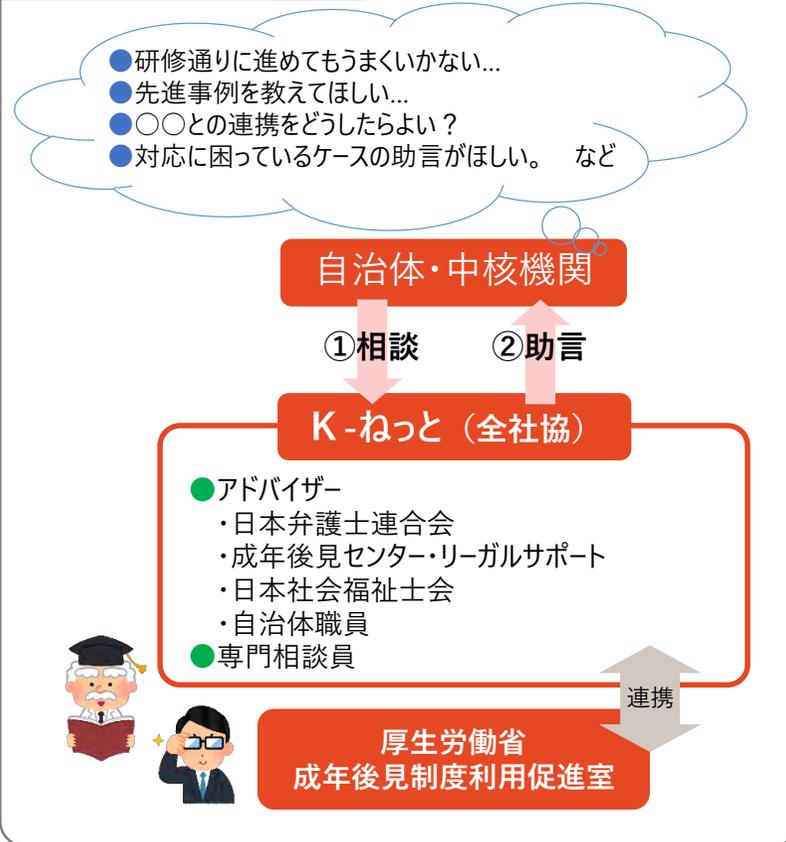
- 支援等の段階ごとに、中核機関としての実務の実践例を紹介。
- 支援内容を検討するための、アセスメント項目(情報収集・分析項目)の案を、ワークシート形式で提示。

- 51の取組事例の掲載と取組のポイント解説のほか、取り組んだ自治体、中核機関のコメント、連絡先を掲載。
- 人口規模や機能等様々な検索に応えられるよう、きめ細やかな目次設定。

- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを解説。
- 各機能の評価項目例や、協議会設置要綱等の参考資料も掲載。

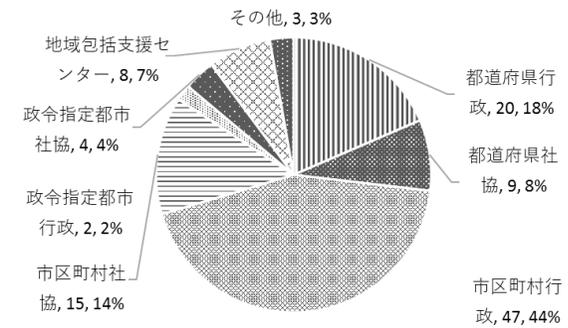
- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、令和2年10月に相談窓口(愛称:K-ねっと)を全国社会福祉協議会に設置(国の委託事業)。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)や自治体職員などのアドバイザーや、有資格者である専門相談員の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績(R2.10～R3.2)は、108件となっている。(うち、電話による相談が77%(82件)、メールによる相談が24%(26件)。)
- K-ねっとに寄せられる相談は、市町村職員からのものが多い。また、相談内容は、体制整備についてが42%(45件)と最も多く、以下個別事例の対応についてが19%(21件)、成年後見制度についてが12%(13件)の順になっている。

## K-ねっとの実施スキーム

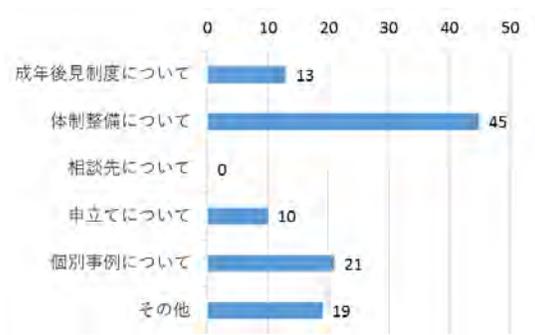


## K-ねっとの相談実績等(令和3年2月時点)

### ●相談のあった機関



### ●相談内容の内訳



### ●体制整備に関する主な相談例

中核機関関係	○中核機関の機能について、どこから整備したらよいか。 ○地域包括との兼務について、按分をどう考えたらよいか。
協議会・審議会関係	○協議会でどのような議題を取り扱くと効果的か。 ○審議会と協議会を兼ねてもよいか。
市町村計画関係	○市町村計画に他の自治体がどんなことを記載しているか教えてほしい。 ○市町村計画を策定していなくても中核機関は整備できるのか。
専門職との連携関係	○専門職が少なく、町村では協議会の人材確保が難しい。 ○受任調整に関して、専門職の有する名簿から推薦してもらう方式と、中核機関が候補者名簿を整備する方式のどちらがよいか。

# 厚生労働省に関するKPIの進捗状況について

- 基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、全市町村における①中核機関等の整備※、②市町村計画の策定、③協議会の設置を、KPIとして設定している。  
※まずは広報・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実は段階的・計画的に取り組むものとしている。
- 基本計画の4年目となる令和2年度(10月時点)において、①中核機関等の整備、②市町村計画の策定、③協議会の設置の状況は十分とは言えず、今後も体制整備を後押しする取組が必要である。

【①中核機関等の整備】 令和2年10月時点:678市区町村(38.9%) ⇒ 令和3年度末見込: 961市区町村(55.2%)  
 【②市町村計画の策定】 令和2年10月時点:285市区町村(16.4%) ⇒ 令和3年度末見込:1,021市区町村(58.6%)  
 【③協議会の設置】 令和2年10月時点:304市区町村(17.5%) ⇒ 令和3年度末見込: 658市区町村(37.8%)

## 厚生労働省関係のKPIと進捗状況

工程表における記載	KPI(令和3年度末の目標)		
	項目	数値等の目標	現状値等 ※1 R2.10.1時点 ※2 R2年度末時点
I 制度の周知	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数(参考値)・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)	全1741市区町村	642市区町村(36.8%)※1
II 市町村計画の策定	○ 市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村	285市区町村(16.4%)※1
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	○ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	全47都道府県	15都道府県※2
	○ 2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	—	○ 医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修用の意思決定支援のプログラムを策定(H31) ○ これを受け、研修カリキュラムを見直し(R2)
	○ 厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	—	○ 研修カリキュラムを検討し(H29)、30年度に研修カリキュラムを策定(H30) ○ これを踏まえ、相談支援従事者研修等において研修を実施(R2~)
IV 地域連携ネットワークづくり	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数	全1741市区町村	678市区町村(38.9%)※1
	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村	331市区町村(41.4%)※1
	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数	200市区町村	112市区町村(56.0%)※1
	○ 協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村	304市区町村(17.5%)※1
	○ 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人	3,222人※2
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	○ 医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	—	○ 令和元年5月に策定したガイドラインの活用状況等の調査を実施(R2)

# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

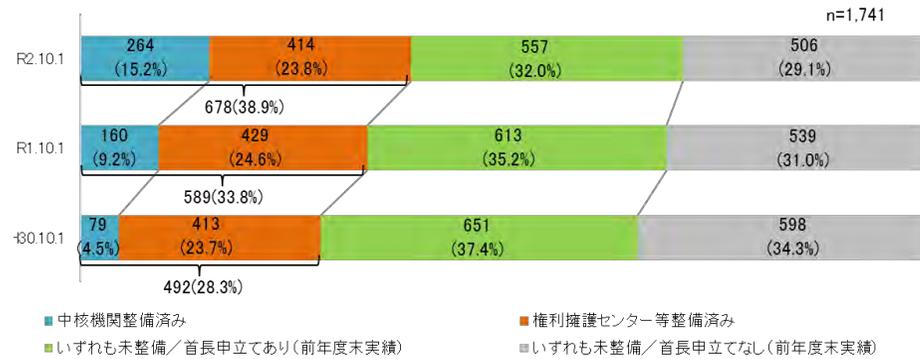
調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

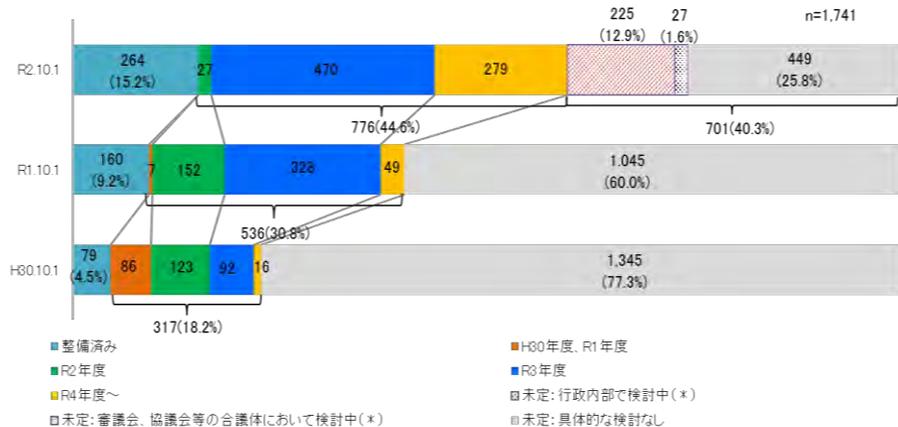
※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

## 1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点: 678市町村(38.9%)⇒R3年度末見込: 961市町村(55.2%)>【KPI: 1,741市町村】

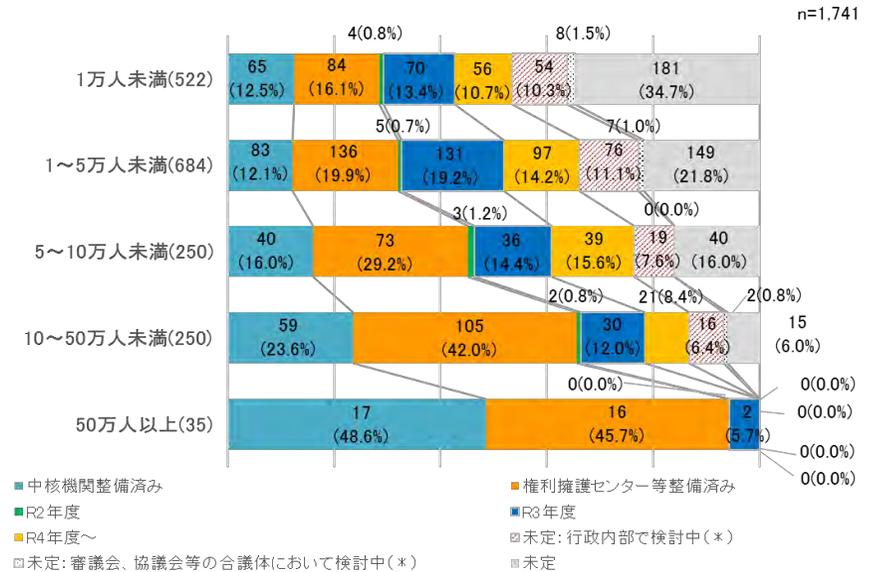
### ●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



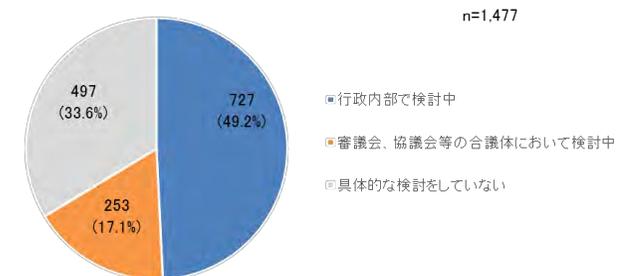
### ●中核機関の整備(予定)時期<全体>



### ●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>

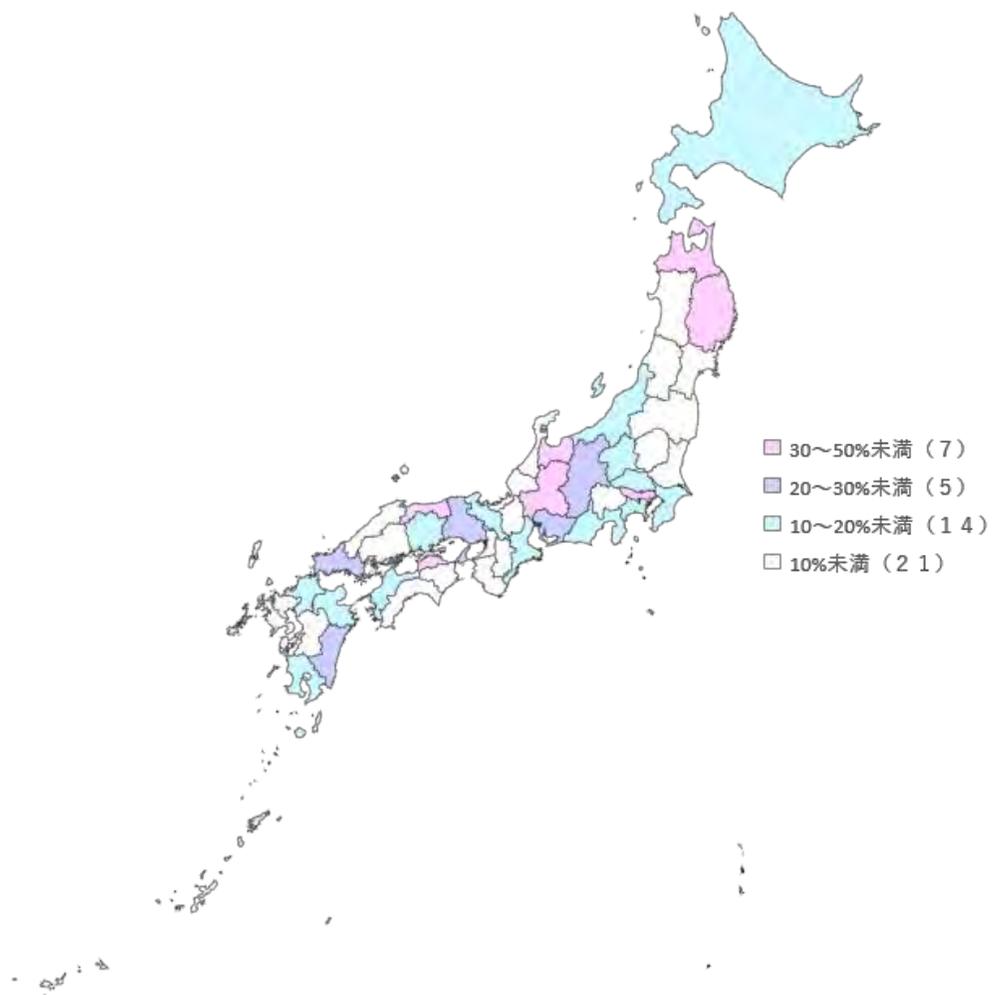


### ●中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>

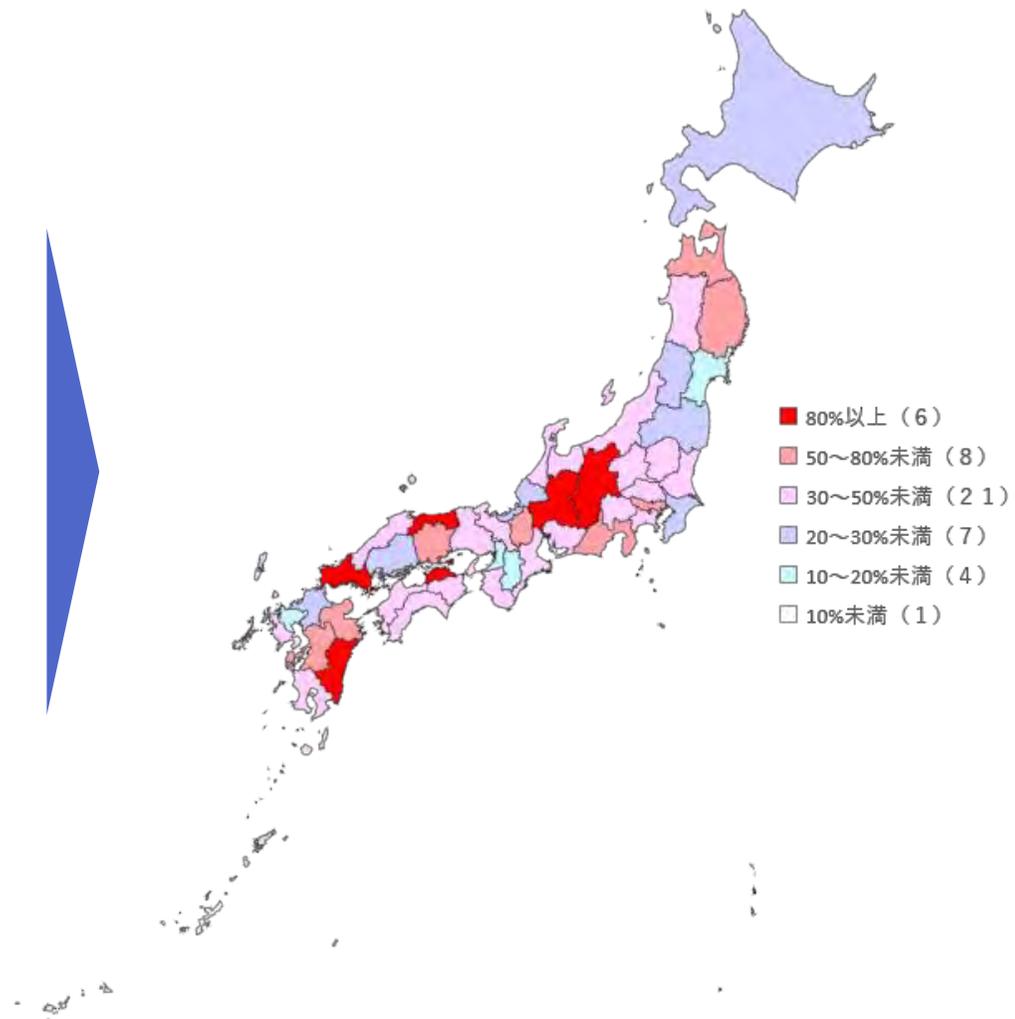


(参考) 中核機関整備における都道府県別の状況について

令和2年10月時点

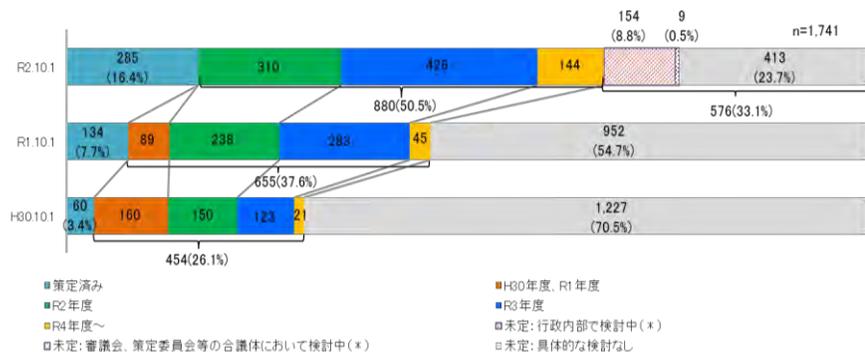


令和3年度末(見込み)

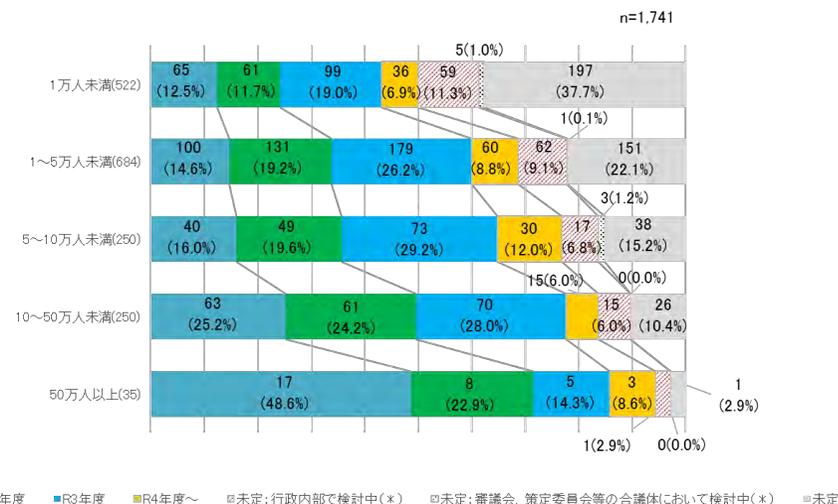


## 2 市町村計画の策定状況 <R2.10時点:285市町村(16.4%)⇒R3年度末見込:1,021市町村(58.6%)>【KPI:1,741市町村】

### ●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<全体>

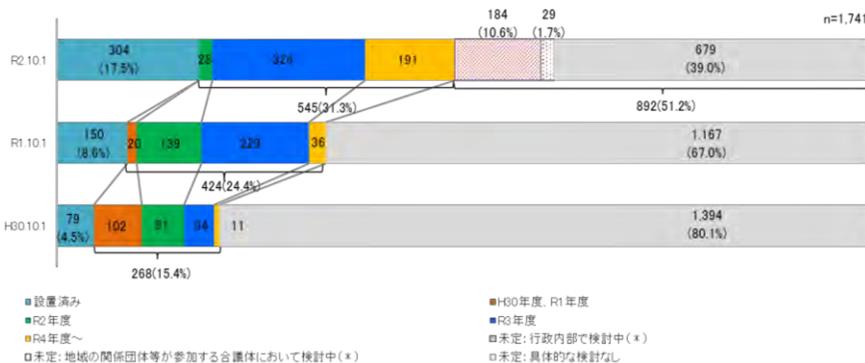


### ●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<自治体規模別>

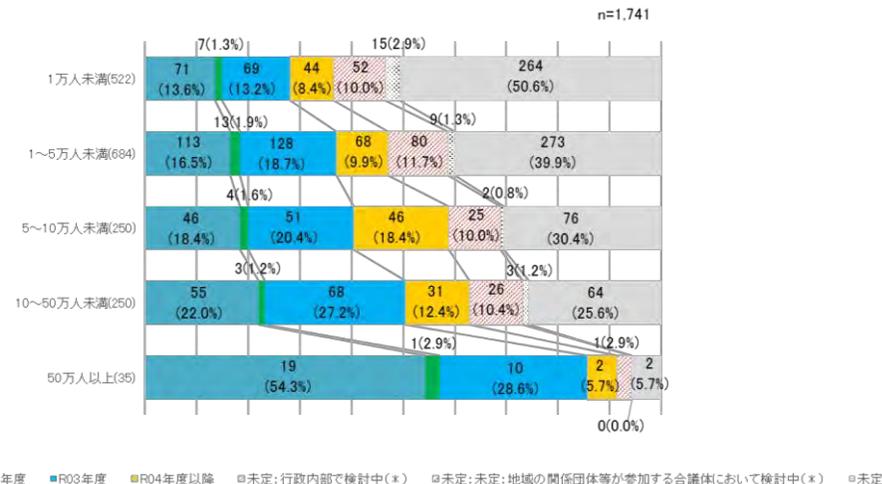


## 3 協議会の設置状況 <R2.10時点:304市町村(17.5%)⇒R3年度末見込:658市町村(37.8%)>【KPI:1,741市町村】

### ●協議会等の設置状況、設置（予定）時期<全体>

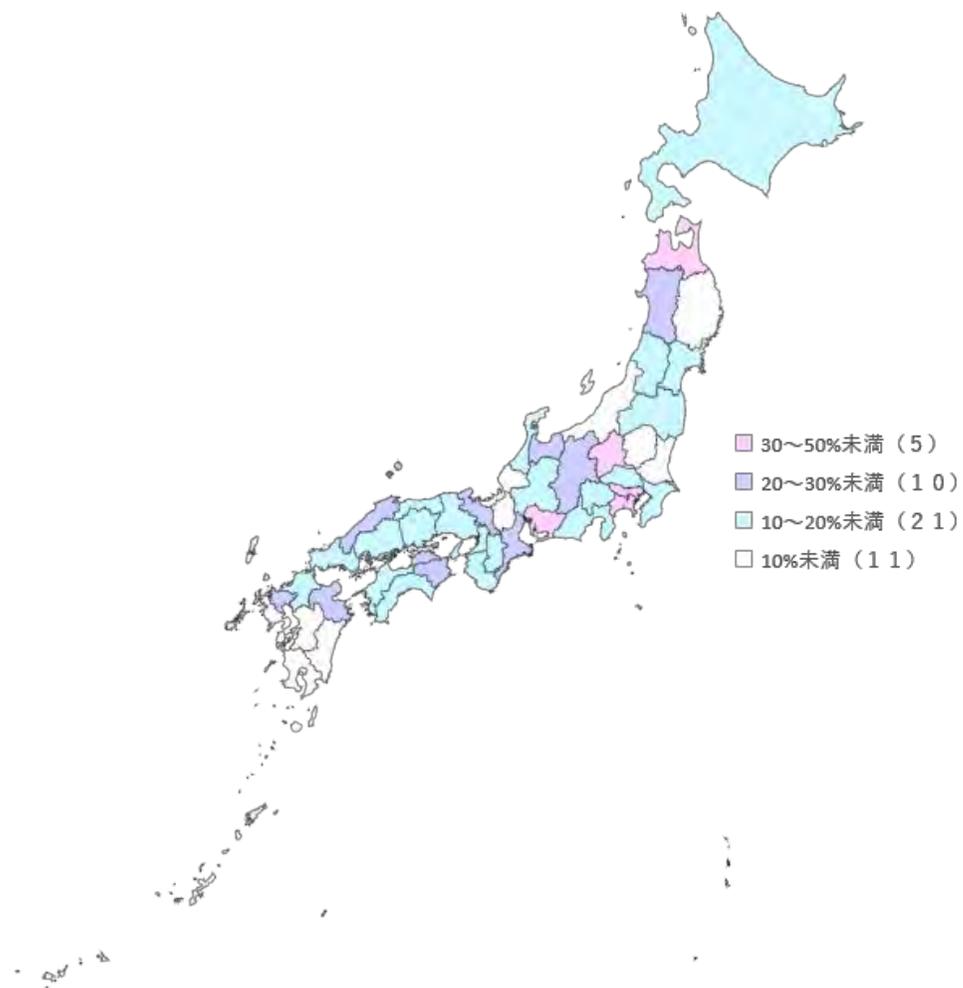


### ●協議会等の設置状況、設置（予定）時期<自治体規模別>

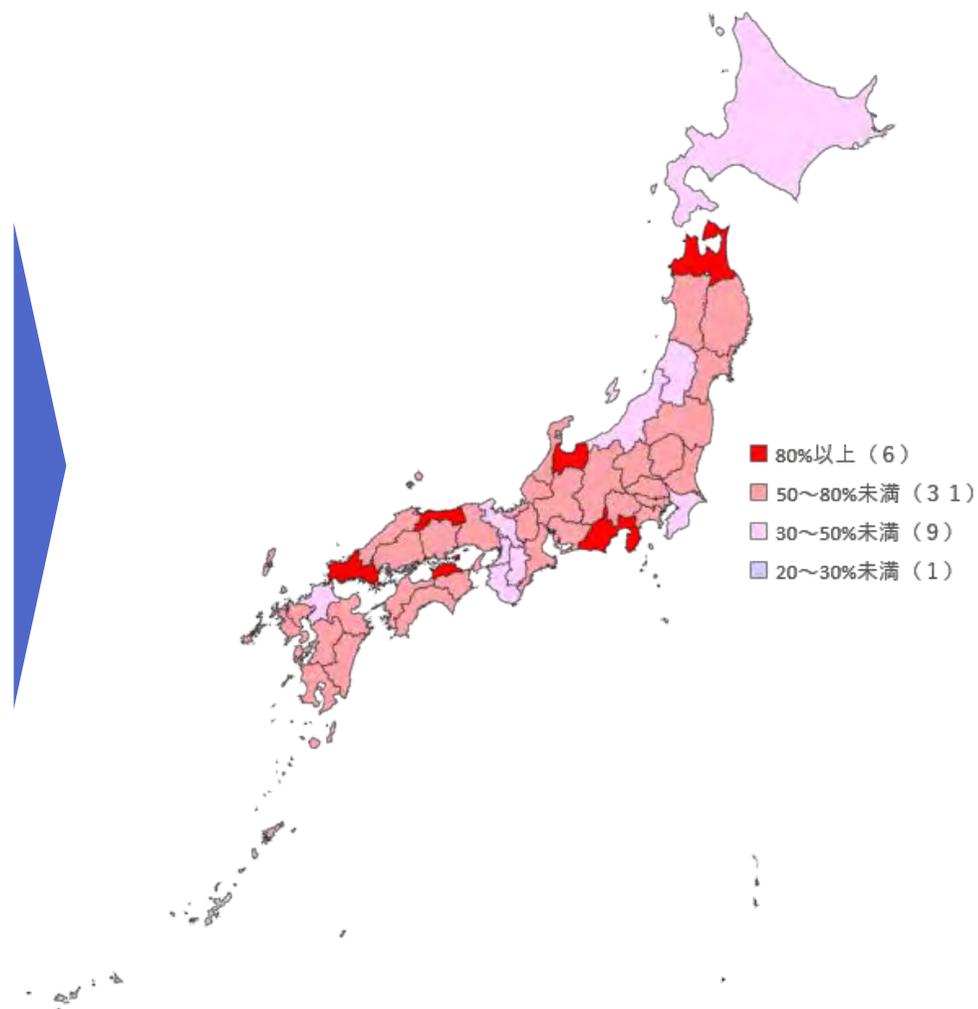


(参考) 市町村計画策定における都道府県別の状況について

令和2年10月時点



令和3年度末(見込み)



# 次期成年後見制度利用促進基本計画推進に係る令和4年度予算要求の基本的考え方

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

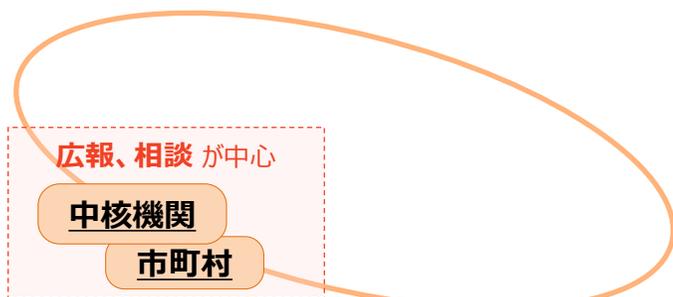
## (要求の考え方)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の考え方による要求を行う。

① 都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

## 令和3年度まで

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進



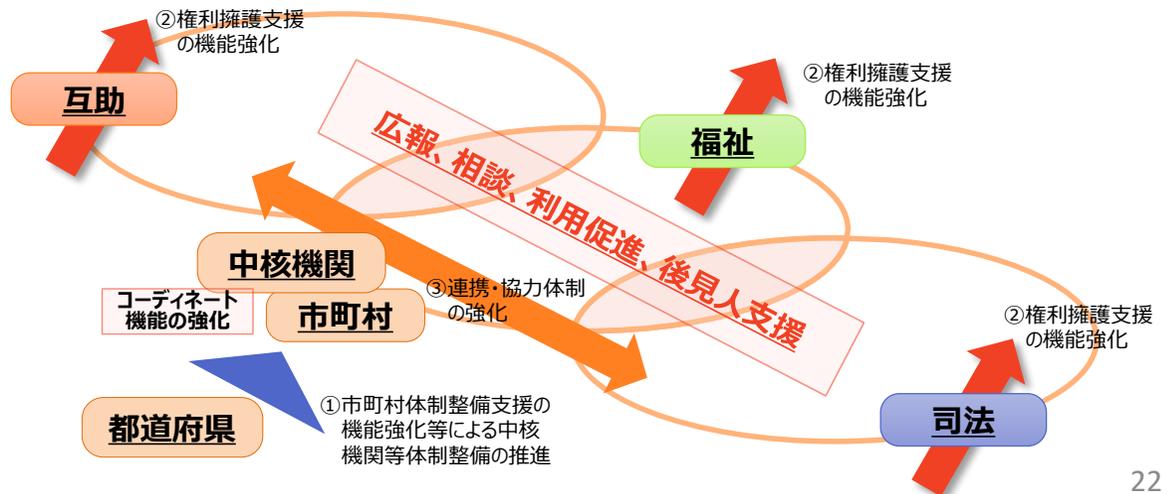
## 課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

## 令和4年度要求の基本コンセプト

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。
- 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

### 1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

#### (1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり）

- 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、市町村による中核機関の整備等を推進する。
- 市町村や中核機関の取組状況や課題等の実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

### 2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

#### (1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。また、意思決定支援の推進に向けた「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を行う。
- 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。

#### (2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化

- 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。

### 3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

#### (1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（中核機関等のコーディネート機能の強化）

- 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。
- 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。

#### (2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

- 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

## 【③第二期基本計画の策定について】

# 現行計画の課題と第二期計画における対応について

## 現行計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

### ○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%  
親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%）

### ○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

### ○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

## 第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

### ○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

### ○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

### ○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

### ○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

# 成年後見制度利用促進専門家会議のスケジュール等について

## (令和2年度)

### 令和3年3月29日 ● 第7回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・中間検証報告書のフォローアップ①(関係各省庁・最高裁からの主な取組の報告)
- ・成年後見制度利用促進に関する現状確認
- ・検討の進め方とWGの設置
- ・各委員からの意見「現行計画と取組に対する考え等」

## (令和3年度)

### 令和3年4月～ ● ワーキング・グループでの検討開始

- 地域連携ネットワークWG (7回)
- 成年後見制度の運用改善等に関するWG (1回)

### 令和3年6月28日 ● 第8回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・中間検証報告書のフォローアップ②(関係各省庁・最高裁からの主な取組の報告)
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

### 令和3年7月30日 ● 第9回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・「次期基本計画」中間とりまとめ(案)に係る意見交換等

8月4日 ● 次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめ 公表

8月23日 ● 第10回 成年後見制度利用促進専門家会議

・委員及び当事者団体等からの意見「現場から見た中・長期的課題について」

9月～ ● ワーキング・グループでの継続検討(計5回)

10月25日 ● 第11回 成年後見制度利用促進専門家会議

・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告  
・各WGにおける主な意見の確認  
・委員意見交換

12月15日 ● 第12回 成年後見制度利用促進専門家会議

・「次期基本計画」(案)に係る意見交換等

12月22日 ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項について」を  
公表

令和4年1月21日 ● パブリックコメントの実施(～2月18日)

3月 ● 成年後見制度利用促進会議へ「次期基本計画」(案)の報告

● 「第二期基本計画」閣議決定



## 第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ概要（抄） ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室

## はじめに

### I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

#### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

#### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 – 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 –
- (2) 地域連携ネットワークの機能 – 個別支援と制度の運用・監督 –
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 – 連携・協力による地域づくり –
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

#### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

# I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

## 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

## 今後の施策の目標等

- ・ 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- ・ 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

## Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

#### ○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

#### ○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・ 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・ 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### ○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

### ○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・ 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

### ○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ・ 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

### ○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- ・ 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- ・ 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- ・ 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

### ○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、成年後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- ・ 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

### ○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。32

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### ○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りが無いなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

#### ① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・ 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- ・ さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- ・ 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

#### ② 地域連携ネットワークづくりの進め方

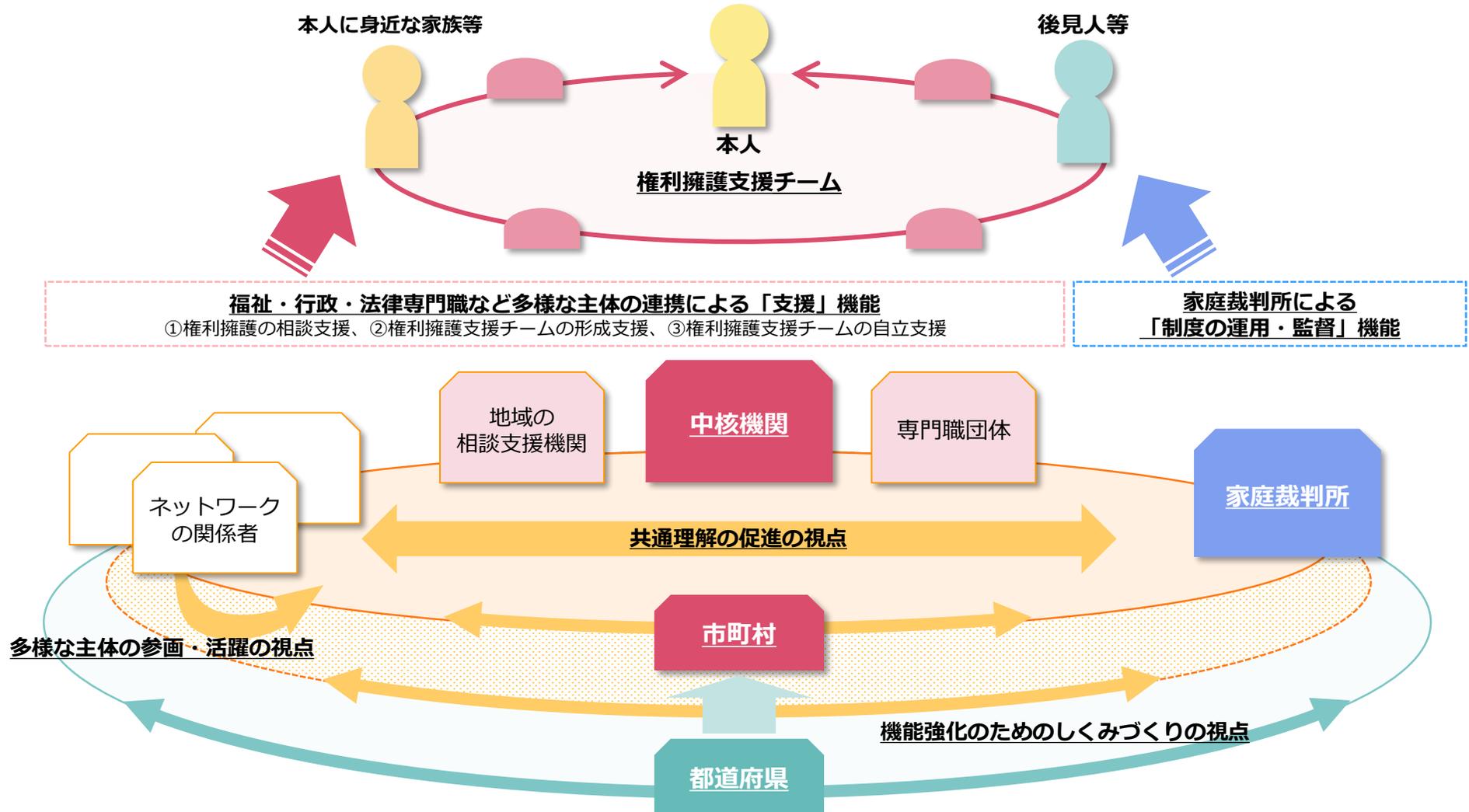
これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



## 4 優先して取り組む事項

### ○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

### ○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

### ○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

### ○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

### ○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

## 工程表・K P I



# 第二期基本計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・ 周知・広報  ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討							
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県  ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施							
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県  ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善							
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
<b>都道府県の機能強化</b> ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

## 第二期基本計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
討 向 見 制 度 等 の 見 直 し 等 の 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—						
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—							
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
	・成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—						
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。